

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年12月まで

私が20歳になった昭和47年*月ころ父が私の国民年金の加入手続きしてくれ、47年12月に就職するまで保険料も納付してくれていた。

申立期間の領収書もあるのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金保険料領収証書により、申立期間の保険料が納付されていることが確認できるところ、当該期間の保険料は昭和48年7月10日に誤適用を理由として還付されていることがA市国民年金被保険者名簿により確認できるが、申立期間のうち47年1月から同年11月までは、オンライン記録においても申立人が厚生年金保険等の被保険者であったことを確認できず、同期間は本来国民年金の強制被保険者期間となる期間であり、誤った資格喪失手続きにより保険料の還付が行われ、未加入期間となったものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年12月については、オンライン記録から申立人は厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、国民年金の被保険者となり得ないことから、同月の保険料が還付されることについて不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

申立期間当時は、3、4か月ごとにA市役所で国民年金保険料を納付していた。B社の厚生年金保険の記録が見付かり、記録回復されたが、申立期間は国民年金に加入していたはずで、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの期間について、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の昭和39年度の保険料が40年11月25日に過年度納付されていることが特殊台帳により確認でき、当該過年度納付の時点では、申立期間のうち38年10月から39年3月までの期間は過年度納付が可能である。

2 一方、申立期間のうち、昭和37年4月から38年9月までの期間について、申立人の夫は申立人の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人は、既に他界しているため保険料納付状況が不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①については9万1,000円、申立期間②については9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月22日
② 平成18年12月20日

A株式会社から支給された平成17年7月22日及び18年12月20日の賞与の記録が抜けているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、当該賞与の記録を私の年金記録に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細書により、申立人は、A株式会社から申立期間①に9万3,000円、申立期間②に10万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万1,000円、申立期間②は9万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間①については、届出はしたと思うが控除した保険料を納付はしていないと思うとしていること、申立期間②については、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成10年11月から11年4月までの期間は50万円、同年5月から同年8月までの期間は41万円、同年9月は47万円、同年10月から14年3月までの期間は44万円、同年4月から同年6月までの期間は32万円、同年7月から15年3月までの期間は44万円、15年4月は41万円、同年5月から16年8月までの期間は44万円、同年9月から17年5月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から17年6月16日まで
申立期間に係る標準報酬月額が不自然に引き下げられており、給与明細の支給額と合っていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてオンライン記録における標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該給与に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成10年11月分から17年6月分まで（15年3月分及び同年7月分を除く）

の給与明細書において確認及び推認できる厚生年金保険料額から、10年11月から11年4月までの期間は50万円、同年5月から同年8月までの期間は41万円、同年9月は47万円、同年10月から14年3月までの期間は44万円、同年4月から同年6月までの期間は32万円、同年7月から15年3月までの期間は44万円、15年4月は41万円、同年5月から16年8月までの期間は44万円、同年9月から17年5月までの期間は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額を実際に支払われた報酬額より引き下げて届けたことを認めている上、当該事業所が加入しているA組合及び厚生年金保険の記録における標準報酬月額が同額であり、当該組合及び社会保険事務所（当時）の双方が長期間にわたり誤って同額の標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和59年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

A株式会社に入社し、給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA株式会社における給与支給明細書、事業主提出の給与計算台帳、B組合及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日となっているが、申立人の当該組合及び雇用保険の資格取得日は 59 年 11 月 1 日となっているところ、当該組合の職員は「申立期間当時の被保険者関係の書類は複写式の届出用紙であり、事業主からの届出が、組合と社会保険事務所で、違うことはなかったのではないか。」としており、当該組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 59 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認め

られる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和60年4月の社会保険事務所の記録及び同社における59年11月から60年3月までの給与支給明細書の記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA会における資格取得日は、昭和21年4月1日、資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)から、同姓同名、かつ、同じ生年月日の船員保険の被保険者記録があると言われた。当該船員保険の被保険者記録は自身のものであると思われるので、当該船員保険の被保険者記録を自身の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日の者が昭和21年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に当該資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所における調査においても、当該記録が申立人の記録である可能性があるため申立人に確認を行っているとともに、当該記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該記録が申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和21年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年11月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A会に係る船員保険被保険者名簿における未統合記録から、300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（B工場）（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和51年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月28日から同年8月2日まで

私は、昭和51年3月にA株式会社本社に入社し、同年7月に同社B工場に転勤したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び事業主への照会回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年7月28日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和51年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から59年3月まで

私が大学に通学しているころ、母親が近所の方から20歳になったら国民年金に加入するよう勧められ、誕生日の前日の昭和56年*月*日に母親が車で市役所に行き加入手続きを行い、後日送られてきた保険料納付書により銀行で保険料を納付した。その後は送られてきた納付書により母親が二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続きを行ったとするその母は加入手続きを行った時期についての記憶が曖昧であり、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は払出簿により昭和59年6月ころ払い出されていることが確認でき、払出時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人は、交付された年金手帳は現在所持している年金手帳のみであるとするなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年3月まで

私は17歳の昭和41年7月にA区のB店に見習として入り、住み込みで働いていた。その後、45年*月に20歳になり店主から国民年金に加入するよう勧められたこともあり、A区役所C出張所(現在は、A区役所D分室)に出向き、国民年金の加入手続きを行い、その時に年金手帳をもらった。国民年金保険料については、加入時に800円を納付し、その後は郵送されてきた納付書で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳ころ店主の勧めで国民年金に加入し、A区役所C出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が加入時に納付したとする保険料額800円は、申立人が加入手続きをしたとする昭和45年*月の時点で納付可能な保険料額と異なる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から昭和46年5月ころ払い出されたと推認でき、国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、当該期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 6 月まで

A 国 B 地へ株式会社 C から出向していたが、昭和 60 年 7 月ころ株式会社 C を退社し、そのまま A 国の現地法人に平成 14 年まで勤務した。住所は D 市にあったので、61 年ころ E 地にある社会保険事務所（当時）か、F 社会保険事務所（当時）で、年金加入の手続をした。保険料の金額は覚えていないが、一括でかなりの額を納めた覚えがある。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が G 市に転居後の平成 3 年 8 月ころ払い出されたと推認でき、払出時点では申立期間は時効により納付できない上、申立人は、交付された年金手帳は現在所持している手帳のみであるとするなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、加入手続をしたときに一括でかなりの額を納めたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 3 年 8 月に、その時点でさかのぼって納付できる最大限の期間である元年 7 月から 4 年 3 月までの保険料が 3 年 8 月 20 日と同月 30 日に過年度納付されていることが確認でき、加入手続をして一括して保険料を納付したとする申立人の申述と符合している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月、20年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月
② 平成20年1月及び同年2月

私は、子供と妻の健康保険への加入は不可避と考え、平成5年11月ころ妻と二人でA市役所へ行き、国民健康保険と国民年金に加入した。保険料の金額は覚えていないが、二人とも年金手帳を市役所に提出して年金の手続をした。申立期間①は現年度納付しており、申立期間②は過年度納付している。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成5年11月ころその妻と一緒に国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は7年2月ころに払い出されていることがその前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から推認されること、並びにオンライン記録により申立人の妻の5年2月の国民年金第3号被保険者資格の取得、同年11月の第3号被保険者から第1号被保険者への資格種別変更、及び同年12月の第1号被保険者から第3号被保険者への資格種別変更の手続が一括で7年2月13日に行われ、5年11月の保険料が7年3月6日に納付されていることが確認できることから、申立人の妻の加入手続はこのころに行われたと推認でき、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を平成18年10月24日に取得していることがオンライン記録により確認でき、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

2 申立期間②について、申立人は、領収書は保管しておらず、年末調整でも確定申告でも国民年金保険料の申告はしていないとしているが、申立人が勤務する会社からB市へ提出された給与支払報告書には「国民年金保険料等の金額 28,200 円」と記載されており、この金額は平成 19 年度の国民年金保険料の 2 か月分に当たる額で、申立人の妻の平成 20 年 1 月及び同年 2 月の保険料が納付されていることを考え合わせると妻の保険料のみ申告されたと認められることから、年末調整の状況からは申立人の保険料納付の事実を確認できなかった。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②は未納期間であり、申立期間②の時期では年金記録管理業務のオンライン化、電算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっていると考えられる。

3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月、63年1月、平成3年1月から同年6月までの期間、4年1月から同年7月までの期間及び12年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年1月
② 昭和63年1月
③ 平成3年1月から同年6月まで
④ 平成4年1月から同年7月まで
⑤ 平成12年8月

親からの勧めもあり、会社に勤めているとき以外は国民年金に加入していたはずである。国民年金の加入手続は、最初の会社を辞めてすぐの昭和61年1月ころに役所へ行き、その後も会社を辞める都度加入手続をしていたと記憶している。国民年金保険料は定かではないが、郵便局又は金融機関の窓口、口座振替、コンビニのどれかで納めていると思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞める都度国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていたとしているが、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間①から④までは、平成9年2月3日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは申立期間①から④までは未加入期間であったこと、及び申立期間⑤は国民年金に未加入であることから、

いずれの申立期間も制度上国民年金保険料を納付することはできず、申立期間①から④までについては、記録が追加された時点では時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月

私は、ねんきん特別便で 1 か月間の未納期間があることが分かった。

平成 11 年 4 月以外は納付済みであり、1 か月分だけ納付しないということは考えられない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所内に設置の A 銀行（現在は、B 銀行）、C 郵便局又は市役所の窓口で保険料を納付したと主張しているが、D 市では、国民年金の担当窓口や市役所内に設置の金融機関では保険料を収納していないとしており、申立人の主張と符合していない。

また、申立人は、会社を退職して国民年金に加入し、健康保険は、健康保険法の任意継続被保険者として加入しており、申立期間は任意継続組合員であると主張しているが、申立人の任意継続被保険者資格は、申立人が現在の会社に勤めるに当たっての当該会社の研修を受け始めたころの平成 11 年 4 月 13 日までとなっており、同月分の健康保険料は納付されていない。

さらに、口頭意見陳述においても、申立人の申立期間の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述は得られなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料について、申立人が保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、12年10月から13年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年5月から11年8月まで
② 平成12年10月から13年7月まで

私は、ねんきん特別便がきて未加入期間のあることが分かった。申立期間①は、私が海外留学に行っているときで、母が免除申請をしたので免除期間となっているはずであり、申立期間②は、私がアルバイトで収入を得た中から国民年金保険料を納付した。申立期間①が免除されておらず、申立期間②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の母が平成10年5月ころ免除申請をしたと思うとしているが、申立期間①より前の9年5月から10年3月までの国民年金保険料を11年1月15日に過年度納付、申立期間①直前の10年4月の保険料を11年3月15日に現年度納付しており、それらの納付の時点でさかのぼって免除申請をすることはできない上、10年5月ころ免除申請を行ったとする時期に申立期間①以前の保険料を納付しなかった理由が不明であるなど、免除申請を行った事情が見当たらない。

また、免除の申請手続きをしたとする申立人の母は、申請手続きについての記憶が曖昧である上、申立期間①は未加入期間であり、制度上免除申請することができない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を3、

4か月分ずつ納付してきたと主張しているが、平成12年6月4日及び同年10月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる申立人の未加入期間国年適用勸奨及び第1号、第3号被保険者資格適用の勸奨一覧表が13年6月21日及び14年2月20日に作成され、勸奨が行われたことが確認できることから、申立期間②当時に加入手続きが行われなかったものと推認でき、申立人が3、4か月分の保険料を納付してきたと言う主張に符合しない上、15年5月に第3号被保険者資格を取得した時点で申立期間②の保険料の一部は時効により納付できず、申立期間②は未加入期間であるため、制度上過年度納付できない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の合計額は約8万円としているが、実際の保険料は10万3,000円であり大差となっている。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 15 日から 55 年 10 月 1 日まで
昭和 54 年 10 月 15 日から 55 年 9 月 30 日までの間、A株式会社B支店（現在は、株式会社C）に営業職として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人の勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立期間においてA株式会社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、A株式会社は、昭和 58 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は、「A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 58 年 5 月 1 日からであるため、それ以前はすべての社員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、複数の元同僚は、「A株式会社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 58 年 5 月 1 日に適用事業所となり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の供述をしている。

なお、オンライン記録から、申立人は、昭和 54 年 10 月 16 日から国民年金に加入し、平成 22 年 6 月まで納付済みとなっている記録が確認できるほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
昭和 55 年 5 月 1 日から 59 年 3 月 31 日までの間、A 区所在の B 院に住み込みの C 職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において B 院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとする B 院は、社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B 院の事業主は、「B 院は個人経営の院であり、正規の D 職も少ないことから、開業以来現在に至るも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。開業当時から D 職に対し、年金関係については自分自身で対応するようにと伝えている。」と供述している。

さらに、複数の元同僚も、「事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、勤務していた当時において給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 20 日まで
昭和 34 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 19 日まで、A社においてB業務をしていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、申立人が勤務していたのはC部であると思うが、申立期間当時のC部に係る資料を保管しておらず、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか不明としている上、同僚からも、事業主による申立人の保険料の給与からの控除について供述を得られない。

また、申立人及びその妻は、申立期間直後に、厚生年金保険被保険者資格を取得している次の会社に就職するまでの間、失業給付を数か月間受給した記憶があるとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月31日から34年1月1日まで
A組合において、昭和33年12月31日まで勤務して退職したので、正しい資格喪失日は、34年1月1日であると思う。資格喪失日を訂正し、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から、申立人と思われる者が昭和33年12月31日まで勤務していたことを覚えているとの供述が得られたものの、申立事業所の事業主等は、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料が無いことから、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除等については不明としている上、同僚からも、申立期間の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで
② 平成 6 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

申立期間に係る標準報酬月額が、不自然に引き下げられているが、事業主により報酬を引き下げる旨の説明を受けたことはなく、厚生年金保険料も下がった記憶は無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間①については昭和 56 年 10 月の定時決定時が 41 万円であるにもかかわらず、その 2 か月後の同年 12 月の月額変更では 7 万 6,000 円に減額され、申立期間②については平成 5 年 10 月の定時決定時が 53 万円（上限額）であるにもかかわらず、その 3 か月後の 6 年 1 月の月額変更では 11 万 8,000 円に減額されているが、厚生年金保険料が下がった記憶は無いとして申し立てている。

しかし、株式会社Aの事業主は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる資料を保有しておらず、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することはできないが、申立期間当時は経営不振で申立人を含む役員全員の標準報酬月額を減額した。」と回答し、申立人及び同事業主を除いたほかの役員二人も、同様の供述をしている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録でも昭和 56 年 12 月及び平成 6 年 1 月の月額変更による標準報酬月額の減額が、4 人の役員全員について同時に行われ、社員には行われていなかったことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載及びオンライン記録に不備は見当たらず、遡^{さかのぼ}って標準報酬月額^{さく}の訂正が行われた形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人が提出した給与明細書及び源泉徴収票は申立期間外のものである。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 26 日から 5 年 4 月 21 日まで
株式会社Aには平成元年 10 月から 6 年 1 月まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。途中で退職したことはないので、調査の上、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、株式会社Aに勤務していたことは、同社からの回答、同僚の供述及び雇用保険被保険者記録により認められる。

しかしながら、株式会社Aから提出された申立人の申立期間の一部（平成3年3月から5年3月まで）の給与台帳において、健康保険料及び厚生年金保険料の控除額が記載されていない。

また、オンライン記録から、申立人は、株式会社Aに係る健康保険被保険者証を平成元年12月5日と6年1月28日の2回返却したことが確認できる。

さらに、同僚照会をしたところ、同僚の一人は、「申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたか否かは知らないが、自分は自分の事情により厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているほか、ほかの複数の同僚は、「申立人が申立期間に勤務していたことは記憶しているが、申立人の厚生年金保険加入のことまでは知らない。」としており、申立内容を確認できる供述等は得られなかった。

加えて、当時の代表取締役は既に他界しており、申立内容等を確認することができないが、現在の代表取締役（当時は、常務取締役）は、「従業員の中には個人的な事情で厚生年金保険に加入していなかったものがあった。」と供述しており、当時、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 40 年 4 月 1 日付けで、当時の A 局に入局した。健康保険証も交付され、また、当時同じ組織で仕事をしていた友人は入局してからの 2 か月間の訓練期間が厚生年金保険の加入期間とされていることから、私の場合も同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの 5 か月間の訓練期間が、厚生年金保険の加入期間ではないかと思われる。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について A 局に勤務していたことは、同局の職員の人事記録を引き継いだ B 株式会社 C 支店の回答書及び雇用保険の被保険者記録から認められる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿により、A 局は、昭和 60 年 4 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、上記人事記録により、申立期間は D 員であったことが確認できるが、E 組合の F 事務の窓口である G センターは、「申立期間当時、D 員を厚生年金保険に加入させるか否かは、各事業所の事業主（H 長）まかせになっており、当センターでは各事業所に関することは把握していない。」と供述している。

さらに、B 株式会社 C 支店では、人事記録以外の当時の資料は無いとしており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

なお、申立人の同僚が入局後の訓練期間において厚生年金保険被保険者記録があることを主張していることについて、申立人は、同僚調査を行わないでほしいとしており、同僚から勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

昭和 28 年 7 月 1 日から 33 年 4 月 30 日まで株式会社Aにて住み込みで勤務した。また、34 年 5 月 1 日から 42 年 5 月 1 日までB社にて住み込みで勤務した。しかし、このうち株式会社Aに勤務した 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 33 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日までの期間、B社にて勤務した 34 年 5 月 1 日から 35 年 1 月 1 日までの期間及び 41 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶している同僚の供述から、申立人が申立期間①において株式会社Aに勤務していたことうかがえる。

しかしながら、当該同僚は「株式会社Aにおいて住み込み従業員は当初厚生年金保険及び健康保険に加入しておらず、療養費は会社負担であった。」としている上、「昭和 28 年 8 月に住み込み従業員の食中毒により多額の会社負担が発生したため、翌 9 月から住み込み従業員は健康保険及び厚生年金保険に加入することとなった。」と供述しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ 28 年 9 月 1 日であることが確認できる。

さらに、株式会社Aは既に解散しており、元事業主は既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間①において事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和33年4月30日まで株式会社Aにおいて継続勤務しており、同日まで厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、株式会社Aは既に解散しており、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することはできなかった。

また、申立人と同時期に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者全4人に申立人について問い合わせ、3人から回答を得たところ、二人が申立人を記憶していたが、申立人の申立期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、昭和34年5月1日にB社に入社後継続勤務しており、同日から厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は35年1月1日であることが確認できる。

また、B社は既に解散しており、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和35年1月1日において被保険者資格を取得した者全3人に問い合わせ全員から回答を得たところ、全員が申立人を記憶しており、「申立人は、35年1月1日より前から勤務していた。」と供述しているものの、当該同僚のうちの一人は、「34年5月10日に同事業所に入社したが、厚生年金保険の加入は35年1月1日であり、加入前の期間においては厚

生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、申立人は、昭和 42 年 5 月 1 日まで B 社において継続勤務しており、同日まで厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者全 10 人に問い合わせ 8 人から回答を得、このうち 4 人が申立人を記憶していると回答しているところ、一人は、「申立人は、自分が退職した昭和 40 年 7 月の 1 年後に退職したと聞いている。」と供述し、もう一人は、「申立人が退職した季節は夏であったと記憶している。また、当時会社の経営は苦しく、給与もまともに支払われていないため、保険料の控除については全く分からなかったが、自分の退職日と厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期は一致している。」と供述し、ほかの二人は、「退職時期は不明。」と回答しており、申立人の申立期間④に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、B 社は既に解散しており、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間④に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 4 月 13 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、申立期間①及び②の記録が確認できないとの回答だった。

申立期間①は、A株式会社の勤務期間であり、途中で退職したことはなく、申立期間②の株式会社Bは、株式会社C（現在は、株式会社D）のE部が独立したもので、会社設立時から勤務しており、納得できないので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①にA株式会社に勤務していたことは、事業主保管の人事台帳により確認できる。

しかしながら、A株式会社の事業主は、「i）申立期間①当時、当社には、本採用の営業部員（厚生年金保険の被保険者資格を取得）と委任契約によりF報酬を支払うG担当（厚生年金保険の被保険者資格を取得しない。）が在籍していた、ii）申立人は、昭和 41 年 3 月 1 日から営業部員として勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたが、人事台帳に 43 年 12 月 31 日に「G担当移行」と記録されており、44 年 1 月 1 日からはG担当として勤務していたと思われる、iii）同台帳に同年 4 月 1 日に「H職移行」と記録されており、同日付けで再び営業部員となり厚生年金保険の被保険者資格を取得している、iv）よって、当該期間は、厚生年金保険の被保険者ではなく、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができな

かった。

また、申立人は、申立期間①に雇用保険の被保険者記録が無い上、申立人が名前をあげた同僚6人に照会し、回答のあった一人は、勤務条件は申立人と同一であったと供述しているものの、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。なお、別途、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同僚12人に照会したが、回答のあった全6人は、申立人と同じ営業所に勤務していなかった。

- 2 申立人が申立期間②に株式会社Bに勤務していたことは、事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録により認められる。

しかしながら、株式会社Bの事業主は、「事業所は平成18年6月*日に破産しており、人事記録等は保存されていないものの、事業所を設立したのは昭和58年2月*日であり、厚生年金保険の適用事業所となったのは同年4月13日であったことから、申立期間②は、自分を含め全社員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間以後の昭和58年4月13日と確認できる上、当該事業所において同年4月13日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者は確認できない。

さらに、同僚16人に照会して、回答のあった6人のうち一人は、「保管している昭和58年3月及び同年4月の給与明細書では、厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 1 月 4 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 10 年 8 月 1 日から同年 11 月 2 日まで

平成 9 年 1 月 4 日から 10 年 7 月 29 日まで A 株式会社で B 担当として勤務したが、社会保険庁（当時）には 9 年 4 月 1 日以前の厚生年金保険の加入記録が無い。また、10 年 8 月 1 日から 11 年 7 月 14 日まで株式会社 C で D 担当として勤務したが、10 年 11 月 2 日以前の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、平成 9 年 2 月 3 日から 10 年 7 月 28 日まで A 株式会社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人を含む同僚 5 人の当該会社に係る雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日を調査した結果、雇用保険の資格取得日の 2 か月から 4 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同時取得者はおらず、事業主は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間①に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚 12 人及び当時の事業主に照会したが、いずれの者からも回答が得られず、電話連絡も取れないため、申立人の勤務状況や保険料の控除について確認ができない。

2 申立期間②について、株式会社 C の当時の顧問社会保険労務士は、「申立人に係る給与計算書の記録から健康保険厚生年金保険資格取得日

は平成10年11月2日である。申立てどおりの資格取得届は行っておらず、保険料の控除及び納付は行っていない。」と回答している上、上記顧問社会保険労務士の提出した給与計算書には、入社日は10年11月2日で、同年11月度給与から厚生年金保険料の控除は無く、同年12月度から当該保険料控除が始まっていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人の当該会社の雇用保険の資格取得日は平成10年11月2日であることが確認できる上、申立人を含む同僚5人の当該会社に係る雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日を調査した結果、5人とも雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は一致していることが認められる。

さらに、同僚12人に照会して二人から回答があったが、二人とも「申立人の記憶が無い。」と供述している上、事業主も「申立人の記憶が無い。」と供述しており、申立人の申立期間②における勤務状況、保険料の控除及び納付について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 15 日から 41 年 2 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A会のB担当として、C施設内のD所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間ではないことになっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A会に継続して正社員として所属していたとしている。

しかしながら、申立期間前後に係る申立人の雇用保険加入記録は、厚生年金保険被保険者記録とおおむね一致しているほか、申立人を記憶している複数の同僚からは、申立人が申立期間当時、C施設内のD所に勤務していたとする供述を得ることができないなど、申立人の申立期間における勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
平成 10 年 10 月から 11 年 9 月までの標準報酬月額が 34 万円となっているが、正社員として勤務していたA社から支給された給与からは、標準報酬月額 36 万円に伴う厚生年金保険料が控除されている。36 万円の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社の標準報酬月額は 36 万円ではないかと申し立てているが、当該事業所の事業主は、当時の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写し)を提出し、「申立期間の標準報酬月額は 34 万円である。平成元年 4 月に申立人から子供二人を扶養親族とする届出があり、同月から扶養手当を支給していたが、その後、当該子供は申立人の妻の扶養親族となっていることが判明したことに伴い、申立人に支給した同手当を遡及して返還処理をし、12 年 2 月に定時決定(10 年分)の訂正届を提出した。」と回答している。

また、この訂正届に基づいて、平成 12 年 3 月 7 日に社会保険事務所(当時)が 10 年 10 月まで遡及し、標準報酬月額を 36 万円から 34 万円に訂正処理したことがオンライン記録により確認できる。

さらに、当該事業所から提出された賃金台帳兼所得税源泉徴収簿等により、訂正に伴う算定基礎月の報酬月額及び扶養手当の根拠、当時の預金通帳により返還金額及び保険料の還付額も確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年2月12日に支給決定されているとともに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の昭和36年から45年までに被保険者資格を喪失した女性のうち、喪失時に脱退手当金受給資格のある者は申立人を含めて6人であり、そのうち事業所から脱退手当金の説明を受けたとする者が二人確認できる上、脱退手当金の支給記録のある者3人は全員資格喪失日から3か月以内に支給決定されており、当時の同僚及び事務担当者が、当該事業所が代理請求していた旨の証言をしていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 4 日から 38 年 2 月 15 日まで
② 昭和 38 年 2 月 18 日から 42 年 8 月 11 日まで
社会保険事務所（当時）で、A株式会社とB株式会社に勤務していた期間が、厚生年金保険の脱退手当金支給済期間と説明を受けたが、受給した記憶は無いので、調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B株式会社に係る資格喪失日（昭和 42 年 8 月 11 日）から約 2 か月後の 42 年 10 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 12 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
③ 昭和 20 年 9 月 15 日から 23 年 2 月まで

申立期間①及び②については、第三者委員会で調査審議の結果、株式会社AのB所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者期間が見付かり、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までをあっせんされると同時に脱退手当金支給済期間であると言われたが、請求した覚えも受け取った記憶も無いので、もう一度調査して被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③のC株式会社に勤務していた期間も調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していないと申し立てているものの、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱退手当金」「昭和 22 年 8 月 5 日決定」の記載があり、厚生年金保険被保険者資格喪失日の 20 年 9 月 30 日から 1 年の待機期間を経た 10 か月後の 22 年 8 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、当該事業所を退職後、昭和 25 年 8 月 6 日まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ

ない上、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の昭和 20 年 8 月 11 日から同年 8 月 29 日までの期間は、D 株式会社 E 工場での厚生年金保険被保険者期間であるため、前回あつせんされた株式会社 A の B 所での厚生年金保険被保険者期間を年金記録に統合する際、当該期間は申立期間①及び②に分離されている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③については、同僚の供述により、申立人が申立期間③の一部期間に C 株式会社に勤務したことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和 21 年 10 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③のうち、20 年 9 月 15 日から上記新規適用日までは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も明らかでないことから、申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により上記新規適用時に被保険者であったことが確認できる上、連絡先の確認ができた同僚 4 人に照会し全員から回答を得たものの、申立人の入退社日を記憶している者がいないことから、申立人の申立期間③当時の勤務状況等について供述を得ることができなかつた。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。